

「橋梁排水柵の付着切れ抑制技術」に関する公募要領

1. 公募の目的

我が国の社会資本ストックは、高度経済成長期などに集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されており、社会資本を安全により長く利用できるよう戦略的な維持管理・更新を行うことが課題となっている。

橋梁は雨水等の水分が劣化の原因となるため、各部材において遮水を施す対策が進められており、排水柵の付着切れから水が浸入する現象についても、これを抑制する技術の開発が望まれている。

i-Construction 推進コンソーシアム技術開発・導入WGでは、最新技術の現場導入のための新技術発掘や企業間連携の促進等の取組を行っている。今後、民間企業等が有する優れた技術を活用するためには、技術的な検証を実施し、現場への適用について正確に把握する必要があるため、以下の応募条件等を満足する技術の公募を実施する。

今回の公募により選定された技術は、従来技術との比較検討を実施し、現場での試行可能性について検討する。

2. 公募技術

(1) 公募技術

「橋梁排水柵の付着切れ抑制技術」

(2) 要求性能等

以下の条件を満足する技術とする。

○開発段階にあり、実用化されていない技術を対象とする。

○平成30年10月3日時点で、NETISに登録されていない技術であること。

○排水柵に付着切れ抑制技術が施され、従来と同様の作業工程で設置できること。

○試験施工等により、従来の付着強度以上であることが確認された技術であること。

○FRP製排水柵に対応可能なこと。

(3) 応募技術の条件等

- 1) 審査・選定の過程において、審査・選定に係わる者(事務局等)に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 2) 応募技術を公共事業等に活用する上で、関係する法令に適合していること。
- 3) 選定された応募技術について技術内容および試験結果データ等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 4) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 5) 「3. 応募資格等」を満足すること。

(4) 試行現場

平成31年度 北海道開発局旭川開発建設部管内 改築事業 床版工事

3. 応募資格等

(1) 応募者は、「個人」、「民間企業」及び「大学等の研究機関」を対象とし、以下の条件を満足するものとする。

- 1) 予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 共同開発者

- 1) 申請する共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」や「民間企業」、「大学等の研究機関」とする。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料を作成し、提出方法はE-mailとする。5MBを超える場合は、電子媒体（CD-R）又は紙とし、郵送により提出するものとする。

(2) 提出（郵送）先

〒060-8511

国土交通省 北海道開発局事業振興部 技術管理課 技術活用係宛

TEL：011-709-2311（代表）内線5652（直通）、FAX：092-708-4532

E-mail：hkd-ky-netis2@gxb.mlit.go.jp

5. 公募期間

期間は令和元年5月17日（金）～令和元年6月14日（金）（当日消印有効）

6. ヒアリング等

提出された応募資料で不明な箇所がある場合は、ヒアリング等を実施することがある。なお、ヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等について別途通知する。

7. 技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

- 1) 公募技術、応募資格等に適合していること。

2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。

8. 応募結果の通知・公表について

(1) 選定結果

応募者に対して選定されたか否かについて文書で通知する。申請する共同開発者には選定結果の通知は行わない。

(2) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

9. 現場試行可能性の評価及び現場試行

(1) 現場試行可能性の評価

現場試行可能性を評価するため、従来技術及び応募技術の比較表を作成する。

応募者は、「経済性」「安全性」「耐久性」「品質・出来形」「施工性」「環境」、その他検証が必要な項目について必要な試験・調査を行い、結果を4. (2)に提出する。

(2) 現場試行

- 1) (1)により、現場での試行に問題のないことが確認された技術は、実現場での試行を予定している。
- 2) 試行時期は、令和元年10月以降を予定しているが、現場状況等により、時期等の変更を行う場合がある。
- 3) 現地試行にあたっての安全管理、地権者等との調整については、原則として、全て応募者の責とする。

(3) 結果の検証・報告

- 1) (2)の結果については報告書を作成し、現場試行を実施する者より4. (2)へ提出する。
- 2) 提出された報告書は、北海道開発局ホームページ等で公表する。

10. 費用負担

(1) 応募資料の作成及び提出、現場試行可能性の評価に必要な試験・調査及び結果の提出、特許実施料、説明者の旅費等は、応募者の負担とする。

(2) 試行に要する費用は、標準積算を超える部分を応募者が負担するものとする。

(3) 国土交通省関係者が立会い確認を行う場合、立会い者に要する費用は国土交通省で負担する。

1 1. その他

(1) 応募資料は、技術の選定以外に無断使用は行わない。

(2) 応募資料の返却は行わない。

(3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。

(4) 募集内容に関する問合せに関しては以下のとおり、受け付ける。

1) 問合せ先及び資料提出先

〒060-8511

国土交通省 北海道開発局事業振興部 技術管理課 技術活用係宛

TEL : 011-709-2311 (代表) 内線 5652 (直通)、FAX : 092-708-4532

E-mail : hkd-ky-netis2@gxb.mlit.go.jp

2) 期間は令和元年5月17日(金)～令和元年6月14日(金)

(土・日・休日を除く平日の9:30～17:00までとする。ただし12:00～13:00は除く)

3) 問合せの受付方法はE-mail(様式自由)にて受け付ける。